

平成22年3月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成21年(ハ)第264号 不当利得金返還請求事件
口頭弁論終結日 平成22年1月18日

判 決

当 事 者 別紙訴状写しの当事者目録記載のとおり。

た だ し、「原告訴訟係代理人弁護士 沼生 隆」及び「被告
訴訟代理人 岡村幸夫及び岡田三知夫」をそれぞれ加え、
被告代表者代表取締役を「久保 健」と改める。

主 文

1 被告は、原告に対し、別紙訴状写しの請求の趣旨第1項記載の金員を支払
え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求 主 文 同 旨

第2 請 求 の 原 因 別紙訴状写しの請求の原因記載のとおり

第3 争 点

1 被告は悪意の受益者か

2 本件に先行する特定調停事件における、民事調停法17条に定める調停に
代わる決定は、錯誤により無効といえるか

第4 理 由

1 被告が貸金業者である点並びに原被告間における貸付け及び弁済の経緯が
別紙訴状写しの別紙計算書記載のとおりである点は、いづれも当事者間に争
いがないか、証拠によって認めることができる。

2 被告の悪意の受益者性について

貸金業者は、貸金業法43条1項の適用がない場合には、制限超過部分は

貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が売済になった後の過払金
は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているも
のとうべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の
弁済として受領したが、その受領につき同項の適用が認められない場合には、
当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのよう
な認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があ
るときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した
者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものとい
うべきである。この点、被告はこれと異なる主張を繰々述べたものであるが、
採用することができない。

以上を本件についてみると、被告は、本件訴訟において、原告からの弁済
の受領につき貸金業法43条1項の適用がある点を根拠付ける主要事実の主
張を十全にしているとは認められないし、本件原告につきみちなし弁済の適用
がある点に関する立証をまったくしていないから、もとよりこの受領につき
同項の適用を認めることはできない。

そして、上述のごとく、被告が本件について上記主張を十全にせず、かつ、
本件原告につきみちなし弁済の適用がある点に関する立証をまったくしない
なれば、平成18年1月13日の最高裁判決の言渡しの前後を問わず、被告
が原告からこの受領をしていた当時、仮に被告において同項適用の認識を有
していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得
ないといえる特段の事情があったもの、と認めることは困難である。

よって、平成18年1月13日に言い渡された最高裁判決の前後を問わず、
被告が民法704条の悪意の受益者であったとの推定は覆らないことに帰す
る。

3 本件に先立つ民事調停法17条決定の錯誤無効の可否について

(1) 以下の事実、証拠または当裁判所に顕著な事実として認めることができ

きる。

ア 本件訴訟係属に先立ち、申立人を原告、相手方を被告とする当裁判所平成18年(特ノ)第82号特定調停事件につき、当裁判所調停委員会が、平成18年3月23日付けで民事調停法17条の調停に代わる決定(以下「本件17条決定」という。)をしたこと

イ 同決定が同年4月13日確定したこと

ウ そして、概略、同決定主文第1項には、原被告間において締結された極度借入基本契約に基づく原告の被告に対する残債務が存在しない旨、同第2項には、当事者双方は本件に関し本決定条項に定めるもののほか何ら債権債務のないことを確認する旨のいわゆる清算条項が、それぞれ記載されていること

エ 本件17条決定発令に先立っては、

① 当裁判所調停委員会が、上記特定調停事件につき、事務連絡により、被告に対し、借入証書の写し及び利息制限法に基づく計算書等を提出するように要請したこと

② これに対し、被告は、おおむね上記17条決定記載の内容にそう決定をされたいとの趣旨の「17条決定申立書」を提出しただけで、利息制限法に基づく計算書を提出しなかったこと

(2) 以上の認定事実を前提とすれば、上記特定調停の手続において、被告が当裁判所調停委員会の求めに応じて利息制限法に基づく計算書を提出していれば、原告において多額の過払金があることにつき認識しえたはずであり、そうであれば、原告は、そもそも本件17条決定の発令につき同意しなかったであろうし、また、仮に同決定が発令されても、それを確定させることはなかったものと解される。また、被告が、上記のような内容の「17条決定申立書」を提出するのみで利息制限法に基づく計算書を提出しなかった理由は、利息制限法に引き直し計算をすれば原被告間の取引におい

て既に過払金が発生していることを被告が理解していたもの、と推認することができ、これを覆すに足る証拠はない。

(3) 以上の事情を総合すれば、本件17条決定は、その成立過程ないしは確定の過程に関し、要素に錯眼があるから、全部無効であると解するのが相当である。

4 以上検討の結果によれば、原告の被告に対する本件不当利得金返還請求権が、本件17条決定(とりわけ、同決定に記載されている「債権債務なし」)の旨の清算条項)によって影響を受けることはありえないのであるから、結局、原告の請求はすべて理由があることになる。

相馬簡易裁判所

裁判官 三井 憲人

これは正本である。

平成22年3月2日

相馬簡易裁判所

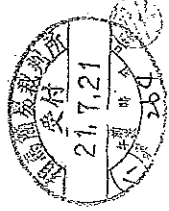
裁判所書記官 鈴木 拓也



正本

訴状

平成21年7月21日



相馬簡易裁判所 御中

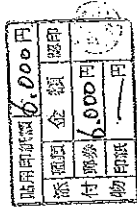


原告訴訟代理人弁護士 渡辺 淑彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 金 545,661 円
貼用印紙額 金 6,000 円



請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、対応する別紙請求の趣旨目録「請求額」欄記載の金員及び目録「過払い金元金」欄記載の金員に対する目録「利息起算日」欄記載の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決及び仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

- 1 当事者
 - (1) 原告は被告から借入をした一般消費者である。
 - (2) 被告は消費者を対象にした無担保・小口の貸付を主要な業務内容とする貸金業者である(貸金業登録：関東財務局長(9)第00615号)。

2 不当利得返還請求

(1) 原告は、被告との間で、長期間にわたる継続的な金銭消費貸借取引を行っていた。具体的には、原告はそれぞれ別紙計算書のとおり、借入・返済を繰り返していた。原告と被告との間の、この取引経過について、利息制限法に基づく

引き直し計算を施すと、原告について別紙請求の趣旨目録「請求額」欄記載の通りの「過払金」が発生し、原告の同過払金額の損失によって、被告には同額の利得が発生したことになる。

(2) なお、被告は貸金業者であり、自己の貸付がみみなしし弁済の適用を受けないことを知悉しており、過払い金について悪意であるから、過払い金の発生した翌日より、民法所定の年5分の割合による利息が発生する。計算書記載のうち、途中で過払い金の発生する場合、その後の「貸付」はまずその利息に充当されるものとして計算した。また、過払い金が発生してから最終取引日までの原告の経過利息は、別紙請求の趣旨目録の「経過利息」欄記載のとおりである。

(3) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて、上記不当利得金(別紙請求の趣旨目録「過払い金元金」欄記載の金員)及び最終取引日までの民法所定の年5分の割合による経過利息(同目録「経過利息」欄記載の金員)の合計金及び過払い金元金に対する最終取引日の翌日(同目録「利息起算日」欄記載の日)から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

3 事情

原告代理人は、本訴提起に先立ち、被告に対し、文書で過払金の返還請求を行ったが、被告の対応は、何らも回答をせず、あるいは低額での和解を求めらるものであった。そこで、原告はやむを得ず訴訟提起にいたったものである。

証拠方法

口頭弁論期日において、必要に応じて追って提出する。

付属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 訴訟委任状 1通
- 3 代表者事項証明書 1通

当事者目録

干 [REDACTED]
 原 [REDACTED] 告
 [REDACTED]

(送達場所)

〒 976-0042 福島県相馬市中村字桜ヶ丘56-1 TKウエルネス桜ヶ丘202号
 相馬ひまわり基金法律事務所
 電話 0244-37-2560 ファクシミリ 0244-37-2561

原告訴訟代理人弁護士 渡 辺 淑 彦

〒 100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番4号
 被 告 プ ロ ミ ス 株 式 会 社
 同代表者代表取締役 神 内 博 喜

請求の趣旨目録

| 原告氏名 | 請求額 | 過払い金元金 | 経過利息 | 利息起算日 |
|------------|----------|----------|---------|------------|
| [REDACTED] | ¥632,093 | ¥545,661 | ¥86,432 | 平成17年6月16日 |

